

# 性暴力救援センター和歌山「わかやま mine」 の設立について

ワンストップ支援センター設立プロジェクトチーム座長 吉澤尚美

## 1 はじめに

平成25年7月16日、和歌山県立医科大学附属病院内に、和歌山県が運営する性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「性暴力救援センター和歌山（通称『わかやま mine』）」が開設されました。

この「mine」というのは、すべての女性に「私のからだは私のもの、私のところは私のもの」（1994年カイロ国際人口・開発会議で提唱された「性と生殖に関する健康と権利」の概念を分かりやすく表現した文言であり、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、互いの意思が尊重され生涯にわたる健康と安全が確保され、自分の身体について決める自由を持つことを意味するもの。）という気持ちを持って、自分を大切にしながら心身の回復を図ってもらいたいという思いから名付けられたものです。

これまでも会報で、ワンストップ支援センターの概要や県が運営するワンストップ支援センターが開設されるに至った経緯に関する記事を掲載していただいておりますが、本稿では、無事に設立されました「わかやま mine」の紹介と現在の利用状況、今後の課題について述べさせていただきたいと思えます。

## 2 わかやま mine の紹介

わかやま mine は、病院拠点型の性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとしては全国で6番目に開設され、地方公共団体が運営するものとしては、佐賀県に次いで全国で2番目に開設されました。

性暴力被害者が、和歌山県立医科大学附属病院内にあるわかやま mine に電話をかけた<sup>オーエンキューキュー</sup>り（073-444-0099）、直接わかやま mine を訪れると、そこで常駐している女性支援員が対応し、被害状況を確認します。そして、その被害者に必要な支援をコーディネートするのです。

例えば、強姦被害直後の被害者から電話がかかってきた場合には、速やかにわかやま mine に来所するよう勧め、そこで女性医師の診察につなぎ、緊急避妊薬の投与や性感染症の検査等の医療支援を行います。

ちなみに、この医療支援の費用については、県が一定程度公費で支出することとなっているので、被害者は安心して医療を受けることができます。

また、被害者が法的支援を必要とする場合は、弁護士を紹介して法律相談につないだり、カウンセリングが必要と考えられる被害者に対しては、協力機関である臨床心理士会を通じて臨床心理士を紹介するといった対応をす

ることとしています。

ここで重要なのは、被害者に対して、単に、関係施設や機関・組織の紹介を行うのみに止まらないようにするという点です。

といいますのも、単に関係施設や機関・組織の紹介に止まるものであれば、結局、被害者が自分自身で、どの弁護士に頼むか、どの臨床心理士に頼むか、という段階から悩まなくてはならず、ワンストップの支援になりませんし、さらに、被害者が被害状況を再度一から説明しなくてはならないことになり、被害者に過度の負担を強いることになってしまいうからです。

そこで、例えば、被害者が法的支援を希望した場合は、わかやま mine の支援員が、弁護士会が提供した名簿によって決定される担当弁護士と被害者の間に入り、日程調整を行って初回の法律相談のセッティングをし、さらに、被害状況について事前に支援員から担当弁護士にある程度情報提供をした上で法律相談につなぐようにしています。

この初回の法律相談料については県が負担することとなっており、被害者は無料で法律相談を受けることができます。

また、カウンセリングについても、わかやま mine が日程調整をした上で担当の臨床心理士につなぐこととなっており、カウンセリング費用についても、6回までは県が負担し、被害者はその範囲で、無料でカウンセリングを受けることができます。

さらに、被害者が警察への被害申告を望めば警察への通報を行うこととなっておりますが、その際にも、わかやま mine に捜査員が派遣されて、わかやま mine において事情聴取を行うこととなっています。

そうすることで、被害者に対して自ら警察署に足を運ぶ負担をかけず、ワンストップの支

援を行うことができるように、配慮しているのです。

このようなわかやま mine での相談と医療支援は、祝日と年末年始を除き、午前9時から午後5時まで(土日は午後4時30分まで)行われています。

これに加えて、緊急避妊等の緊急的な医療支援については、年末年始を除き、午前9時から午後10時まで対応しています。

### 3 わかやま mine の利用状況

わかやま mine の利用件数ですが、開設から約3か月半の平成25年10月末の時点で、電話相談がのべ34件、来所相談がのべ10件、合計44件となっています。

この中には、緊急に避妊治療を行ったケースもありました。

また、性感染症に感染していないか確認するためには、ある程度の期間をおいて産婦人科の再診を受けることが必要不可欠なのですが、支援員が積極的に被害者に対して再診の必要性や重要性を説明して再診につなげることで、被害者の身体のケアも行うこととしています。

このように、利用件数が相当程度あることからみても、また、これまでにはない充実した内容の支援を実際に行うことができていることからみても、やはり、ワンストップ支援センターが和歌山に設立されて本当に良かったと実感しています。

昨年11月に犯罪被害者支援委員会から和歌山県にワンストップ支援センターの設立を提案して以降、わずか8か月後にこのような充実した支援体制ができたことは、ひとえに、和歌山県知事のご理解と県の担当部署の方々のご努力の賜に他なりません。

## 4 今後の課題

内閣府の調査で、強姦事件の警察への被害申告率は3.7パーセントに過ぎず、誰にも打ち明けられなかったという被害者は67.9パーセントにも及ぶというデータがあります（平成24年「男女間における暴力に関する調査報告書」）。

このように、性犯罪というのは、顕在化しない暗数が非常に多い犯罪なのです。

この暗数を少しでも減らし、誰にも言えず適切な支援を受けることができていなかった被害者を1人でも減らすことが、わかやま mine の目標です。

この目標を実現するためには、今後も検討すべき課題がいくつかあります。

まず、和歌山県は南北に長い地形ですので、このようなワンストップ支援センターが和歌山市内に1か所だけでは、紀南地方の被害者に対する支援として十分とは言えません。

また、24時間体制も必要です。

犯罪被害はもちろん時を選ばず発生するものですし、緊急避妊には被害後72時間以内の緊急避妊薬の投与が必要という時間的制約があるからです。

ただ、このようなより充実した支援を行うためにはどうしても予算が必要となります。

この点、これまで日弁連の犯罪被害者支援委員会において、森まさこ担当大臣や世耕弘成内閣官房副長官に直接面会し、ワンストップ支援センターの設立・運営を地方公共団体や民間に任せるのではなく、国が責任を持って予算を組んで対応すべきとの要請を行っていました。

そして、内閣府は、平成26年度の予算要求として、「性犯罪被害者等が被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談等を受けられる

よう、相談体制及び被害者の心身を回復するための支援体制の整備等、地方公共団体の性犯罪被害者等の支援に関する取組を支援する」ために、新たに5000万円を加えることとなりました。

これまで性暴力被害者支援に力を注いできた民間団体や、和歌山県、佐賀県といった理解ある地方公共団体に加え、これまで及び腰だった国にもようやく積極的な支援に乗り出す姿勢が現れたものといえ、これは大きな第一歩だと言えます。

今後は、国・県・民間が一体となって、より充実した性暴力被害者への支援を行っていくことができればと思います。

それと同時に、暗数を少しでも減らすためには、わかやま mine の存在を1人でも多くの人に知ってもらうことも必要です。

県においても、これまで、新聞や県民の友等にわかやま mine の記事を掲載したり、県下の高校の女子生徒にわかやま mine のパンフレットやカードを配布するなどして広報活動を行ってきたところですが、この原稿を読まれた会員のみならず、今後性暴力の被害者に接することがあれば、わかやま mine の存在を教えていただければ幸いです。

また、被害者の法的支援にご協力いただくこともあると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

